

令和7年6月26日

飯田市議会議長 竹村 圭史 様

産業建設委員長 小林 真一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、地方自治法第109条第8項並びに飯田市議会会議規則第98条第1項及び第104条の規定により、行政執行の監視機能の充実と政策提言等を目指し、下記の事項について調査することを決定しましたので申し出ます。

記

1 調査事項

持続可能な農林水産業について

2 理由

市民、団体及び事業者等との意見交換、参考人招致その他の調査研究活動を行い、委員間の討議及び協議の深化を図りながら、閉会中になお継続調査を行う必要があるため。

〔補足資料〕

令和 7 年 6 月 26 日

飯田市議会議員 竹村 圭史 様

産業建設委員長 小林 真一

所管事務調査通知書

本委員会は、地方自治法第109条第2項及び飯田市議会会議規則第98条第1項の規定により、行政執行の監視機能の充実と政策提言等を目指し、下記の事項について調査することを決定しましたので通知します。

記

1 調査事項

持続可能な農林水産業について

2 調査目的

人口減少、少子高齢化が加速度的に進む現在、本市の特徴である「山・里・街の暮らし」は、かつての山と里の区別がなくなりつつある地域がみられる。

ただ草木が生い茂っていれば、「飯田市は自然豊かなところ」とはならず、山も里も街も人の手が入り管理されてきたからこそ「自然豊かな山里街の暮らしがある飯田市」が築かれてきたと考える。

これらのことから、都市宣言に掲げる「環境文化都市」の視点を持ちながら、「市民の生活の基礎を支える農林水産業を持続可能な産業としていくため、さまざまな視点から調査研究活動を行う。

3 調査方法及び報告

管内視察及び管外視察を通じた視点や、必要に応じて市民、団体及び事業者等との意見交換を実施し、委員間の討議及び協議の深化を図る。

調査が終了次第、「所管事務調査報告書」を議長へ提出し、全議員で共有する。

4 期間

令和 7 年 6 月 30 日から調査終了まで